

生活・環境



ごみ

◆建設水道課 TEL 2 - 3 1 1 5 ◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

ごみは、決められた収集日の朝8時までに出してください。収集日以外の日や、収集後に出されたごみは散乱したり、ネコに荒らされ、近所の迷惑になるのでやめましょう。ごみは分別すればりっぱな「資源」です。分別されていないごみは収集できませんので、正しく分別してから出してください。分別の仕方、収集日がわからない方は、分別表・収集曜日表を村役場でお配りしています。
ごみステーションは、利用する人たちで管理し、いつでもきれいにしておきましょう。

ステーション回収

	出 し 方	対 象 物
焼却ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボール箱や中の見えない袋では出さないでください。 ●生ゴミ類は十分に水切りしてください。 ●新聞、雑誌は束ねて、ダンボール箱は潰してから束ねて出してください。 ●ごみは片手で運べる大きさ・重さで出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●袋に入れて出すもの 生ごみ、紙くず、衣類、紙おむつ(汚物は取り除く)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール製品、ゴム類、革製品、貝殻、食料油(紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固める) 等 ●束ねて出すもの 新聞、雑誌、ダンボール 等
(母島の生ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは、水分を十分に切ってください。 ●食品以外のものは、絶対に入れないでください。 ●配布したポリバケツに生ごみを入れてください。 ●生ごみは、ビニール袋などに入れず、直接ポリバケツに入れてください。 ●収集日にごみステーションのポリバケツに入れてください。 ●生ごみは、ごみステーションで散らかさないようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみとして出すもの 野菜、果物、米、パン、魚介類、肉類、魚の骨、貝殻、エビ、カニ、豚牛等獣の骨、鳥の骨、お茶葉、生花 ●生ごみとして出せないもの ・吸殻、ティーパック ・油脂、調味料(食用油、バター、醤油、ソース等 ※食品に付着しているものは生ゴミです) ・汁物、液体(味噌汁等の水分・酒類、ジュース等 ※具は生ゴミとして出して下さい)
金属類	<ul style="list-style-type: none"> ●緑色のコンテナに袋から出して入れてください。 ●金属製でない部分(木製の取っ手、プラスチックカバー、電池 等)はできるだけ分別してください。 ●缶詰の缶等は、汚れを落としてください。 ●スプレー缶は、使い切ってから穴を開けて出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●カゴに入るサイズの金属 調理器具、缶詰やお菓子の缶、スプレー缶(必ず穴を開ける)、一斗缶、金属製キャップ、アルミホイル、傘、家庭用掃除機、小型家電品(電池を外す) 等
飲料缶	<ul style="list-style-type: none"> ●黄色のコンテナに袋から出して入れてください。 ●缶の中に吸殻等のごみを入れないでください。 ●残り水等で軽くゆすいで潰さずに出してください。 ●スクルーボトル缶は、キャップを付けたまま出してください。 	<p>飲料缶のみ</p> <p>※缶詰の缶等その他の缶は金属の日に緑色コンテナに入れてください。</p>

ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ●青色のコンテナに袋から出して入れてください。 ●ビン・ペットボトルはキャップを外し、残り水等で軽く洗ってから出してください。 ●ペットボトルはラベルを付けたまま潰してから出してください。 ●割れたガラスや陶器は中の見える袋に入れてください。 	ビン類(キャップを外す)、ペットボトル(キャップを外し、ラベルを付けたまま潰す)、板ガラス、コップ、陶器類、素焼の植木鉢 等
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ●赤色のコンテナに袋から出して入れてください。 ●刃物等の危険物は、紙等に包んで出してください。 ●蛍光灯は新しい蛍光灯のケースに入れて出してください。(割れている場合は、中の見える袋に入れてください。) 	乾電池、電球、蛍光灯、体温計、温度計、バッテリー、刃物 等
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●通常回収できないごみだけが対象です。 ●布団やカーペット等はヒモ等でまとめてから出してください。 	タンス、食器棚、布団、自転車、ベッド、家具 等の比較的大型ごみ 【対象外】 原動機付自転車(50cc)、バイク、古タイヤ、家電リサイクル対象品 等

拠 点 回 収

牛乳パック	残り水などで十分洗い、切り開いて、乾かしてから出してください。
-------	---------------------------------

● 各拠点回収場所

- 父 島 村役場、地域福祉センター、パパイヤマート、生協、小祝商店
- 母 島 母島支所、母島観光協会、母島村民会館

ごみステーション

● 事前に予約が必要な物

家電4品目	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ
自動車等	原付、オートバイ、自動車、タイヤ

● その他お問い合わせが必要なもの

草木	枝葉等は、焼却せずに堆肥化しています。
大量ごみ	量ごみ引越しごみ等一時大量ごみ
ボート	ボート、船外機、部品等
海ごみ	分別のうえ、建設水道課までご連絡ください。
パソコン、消火器	メーカーが自主回収しています。
産業廃棄物	すべての事業活動に伴う金属・廃プラスチック・板ガラス等、建設廃木材、畳、アスベスト含有物等島外搬出が原則です。ご相談ください。
その他	液状のもの、圧力容器、建築物・工作物等

父島クリーンセンターへの持ち込み（父島）

- 持込予約 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午後8時～12時 午後1時30分～午後5時15分
- 持込受付 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午後1時～4時

※予約の無い搬入できません。搬入の際は安全に十分注意し、係員の指示に従ってください。

● 有料のごみ

建設水道課に連絡のうえ、父島クリーンセンターへ持ち込んでください。料金については、月締めで請求しますので、出納窓口で納入してください。

対 象 品 目		料 金	対 象 者
建物、ボート等の解体くず(金属くずを除く)、木くず、梱包用木材		30円/kg	事業系・家庭系問わず
少量の金属くず(工作物の除去等で生じたもの)		50円/kg	
動物の死体	犬、ネコ、やぎ、アオウミガメ程度	500円/頭	
	上記を超えるもの(馬、牛など)	30円/kg	
飼い主のわからない動物の死体は、死体がある土地の管理者が責任をもって処理してください。 料金は上記に準じます。			

○ 野ネコの死体が村道にあった場合

建設水道課または母島支所へご連絡ください。

○ 野ネコの死体が都道にあった場合

東京都小笠原支庁土木課(2-2123)または東京都小笠原支庁母島出張所(3-2121)へご連絡ください。

● 無料のごみ

ステーション回収しているものは無料で持ち込むことができますが、無料持込許可証が必要となります。事前に建設水道課へ申請書を提出していただき、許可を受けてからクリーンセンターへ持ち込んでください。

※以上の内容については、平成20年4月1日現在の情報です。法改正や社会情勢の変化により、内容を変更することがありますのでご注意ください。変更がある場合は、「村民だより」等でお知らせします。

ポンコツ車の島外搬出

◆建設水道課 TEL 2-3115 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

村では、自動車等を所有または占有する者は、廃車後に自動車等を島内に投棄してはならず、自分の責任において島外搬出処理しなければならないという決まりがあります。このルールは「自動車等の投棄を規制する条例」(昭和49年4月1日施行)として定められています。

自動車等とは

①自動車(乗用車、トラックなど。普通、軽を問わない。) ②バイク ③原動機付自転車 ④古タイヤ

島外搬出の方法

共勝丸の運行毎にポンコツ車の島外搬出を行っています。

● 申込窓口 建設水道課または母島支所

● 搬出の際の注意事項

- 車両は当日の朝に持ち込んでください。
- 漏れ出す恐れのある燃料・オイル等は、事前に抜いてください。
- 車内にごみを残さないでください。

- アプリカマイマイが付着している場合は、確実に取り除き、植物防疫官の検査を受けてください。
※注意 アプリカマイマイを除去する際には、素手でさわらないでください。
- 車のスペアタイヤは車両1台につき1本とし、それ以上出される場合は、古タイヤとして別途処理料金が掛かります。
※ 積み込み時に燃料メーターが残量を大量に示している車両は、その場で抜いて頂きます。また、車内にごみを残したまま出さないようにお願いします。
- 必ず廃車手続きをしてください。
※ 島外搬出しても、廃車手続きをしない限り、登録されたままとなり課税されます。「軽自動車税」(14ページ)をご覧ください。

処 理 料 金

自転車	6,000円 ~67,400円
バイク	5,000円 ~10,000円
原動機付自転車	3,000円 ~6,000円
古タイヤ	300円 ~3,100円

※ 排気量や大きさによって金額が決まっています。また、個人が搬出する場合は、村が料金の一部を補助します。

上 下 水 道

◆建設水道課 TEL 2-3116 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

水道の使用開始・中止の届出

小笠原村に転入してきたときや、村内で転居したときは、水道「使用届」を提出してください。転出・転居するときは、4, 5日前までに「中止届」を提出してください。電子申請による受付も行っています。

水道料金の支払い

水道料金の納付は、次の方法で納期限までに納めてください。

- 納付書による納付
配付されてくる納付書により、村役場出納窓口または母島支所窓口で納付してください。
- 口座引落による納付
JA東京島しょ、郵便局、七島信用組合の預金口座から毎月末ごとに自動的に引き落とされます。
※ 口座引き落としの手続きは、上記の各金融機関窓口で行ってください。

宅地内の水道修繕

- 道路から敷地までの漏水修繕
村が無料で行います。ただし、メーター口径が50ミリ以上のものや、建物内に配管されているものなど、無料にならない場合があります。建設水道課または母島支所にご確認ください。
- 敷地から蛇口までの修繕
最寄りの指定給水装置工事事業者に依頼してください。修繕費は利用者の負担になります。

下水管の詰まり・臭気など

公道の下水管が詰まったとき、臭気が漂うときなどは連絡してください。また、油、コンクリート、ゴミなどの不法投棄を見かけたときは通報してください。私道や宅地内の排水管、水洗トイレが詰まったときなどは、工事店へ依頼してください。

排水設備計画確認申請

宅地内や私道の排水設備を新設、増設、改造するときには、排水設備計画確認申請書を提出してください。

浄水槽

浄水槽の設置は届け出が必要です。定期的な原守点検・清掃を行い、法定検査を受けてください。

下水道へ流してはいけない下水

水質規制値以上の汚水を排出する工場または事業場は、除害施設をつくるなどの措置が必要です。このとき、工事着手以前に届出が必要です。また、一定の施設(水質汚濁防止法でいう特別施設)を設置、増改築するときも、計画の段階で事前に届出をしてください。

上下水道料金の減免・免除

下記に該当する方は、申請により上・下水道料金の基本料金が免除されます。

- ① 生活保護法による生活扶助の受給者
- ② 児童扶養手当受給者
- ③ 特別児童扶養手当受給者
- ④ 国民年金法による母子福祉年金、準母子福祉年金の受給者

村からのお願い

- 検針にご協力ください
 - 水道メーターの箱の上に物を置かないでください。
 - 犬は放し飼いにしないで、出入口やメーターボックスから離してつないでください。
 - 水道・下水道使用料のお知らせが入るように郵便受け等を設置してください。
- 貴重な水を大切に
小笠原村にとって、水はとても貴重なものです。節水にご協力ください。

電気・ガス・電話についての問合せ

電 気

- ◆東京電力(株)小笠原事務所 TEL 2-2430 / FAX 2-2171
- ◆東京電力(株)小笠原母島発電所 TEL 3-2431

ガ ス

◆東京島しょ農協（LPガス） TEL 2-7008

電 話

◆電話の新設・移転・各種ご相談 TEL 1 1 6 ◆故障受付 TEL 1 1 3
◆お話中調べ TEL 1 1 4 ◆電報受付 TEL 1 1 5

道 路

道路の陥没・損傷／街路樹／街路灯

◆村道上のお問合せ 建設水道課 TEL 2-3115 母島支所施設係 TEL 3-2111
◆都道上のお問合せ 東京都小笠原支庁土木課道路河川係 TEL 2-2123
東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3-2121

道 路 の 占 用

◆村道上のお問合せ 建設水道課 TEL 2-3115 母島支所施設係 TEL 3-2111
◆都道上のお問合せ 東京都小笠原支庁土木課道路河川係 TEL 2-2123
東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3-2121

公 園

公園の整備や樹木

◆村立公園 建設水道課 TEL 2-3115 母島支所施設係 TEL 3-2111
◆都立・国立公園 東京都小笠原支庁土木課自然公園係 TEL 2-2123

都立公園の占用

◆東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL 2-2123

河 川

河川の維持・整備

◆村管理の河川 建設水道課 TEL 2-3115 母島支所施設係 TEL 3-2111
◆八瀬川・砂防指定河川 東京都小笠原支庁土木課道路河川係 TEL 2-2123
東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3-2121

河川／公共海岸の占用

◆東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL 2-2123
◆東京都小笠原支庁母島出張所技術係 TEL 3-2121

自然保護・環境保全

◆東京都小笠原支庁土木課自然公園係 TEL 2-2123
◆小笠原村総合事務所国有林課 TEL 2-2103

村では「ごみの持ち帰り運動」を実施しています。村民および観光客の方は、海水浴やハイキングで出たごみは宿泊所や港まで持ち帰りましょう。また、自分で出されたごみでなくても、空き缶や紙くずが落ちていましたら持ち帰りにご協力願います。

シロアリ

◆建設水道課 TEL 2 - 3 1 1 5

村では「人とシロアリの住み分け」を基本方針とし、対策を行っています。小笠原は年間を通じて温暖な気候のため、イエシロアリの生息に適した環境です。「自分の財産は自分で守る」ように、シロアリに関する正しい知識を知っておきましょう。

人とイエシロアリの住み分けの推進

● 立木や家屋から巣を根絶除去する

- 自分の敷地内にある巣は、立木・家屋共に完全に根絶・除去してください。

巣は掘り取るか、薬剤を注入し、完全に潰してしまうことが住み分け作戦の大前提です。予防と駆除は、イエシロアリに詳しい専門家に任せましょう。

- 再び発生源とならない心掛けが大切です

イエシロアリは、女王と王を中心とした巣がなければ繁殖しません。

● シロアリの寄せ付けない工夫をする

- シロアリの種類に適した防蟻処理を確実に行ってください。

父島で大発生しているのは、イエシロアリとダイコクシロアリの2種類です。この2種類は東京には生息していません。東京で発生しているヤマトシロアリの防蟻処理では、十分な効果が期待できません。シロアリの生態に即した対処が重要です。

- 高い土台で通風を良くし、湿気をこもらせないでください。
- 工事を行う際、床下の土の中に、木片や切株を絶対に残さないでください。
自分の工事現場に出掛けて確認する位の細心の注意が必要です。

- 建物の木部が直接土に触れないようにしてください。

イエシロアリは土に触れている木材に簡単に侵入します。

- 羽アリ対策には家屋周囲の電灯の位置を考えてください。また、室内や周囲の電灯を消すよう心掛けてください。

イエシロアリの羽アリは光に寄ってきます。

- 雌雄ペアになっている羽アリは必ず殺してください。

この2匹が地中に潜ったり、木材に侵入し、女王と王になります。

● 自分の財産は常に自分で点検する

- 床下を簡単に点検出来るような建物構造にしてください。

床下に入れなければ、蟻道の確認は難しくなります。毎月1回シロアリの点検をしましょう。

- 蟻道を見つけたら、直ぐに専門家に相談してください。
- 家屋周辺に木片や枯れ枝などを置かないでください。

イエシロアリの母島蔓延を防ぎましょう

母島においては、父島で蔓延しているイエシロアリは生息していません。村では「イエシロアリ等の母島への侵入防止条例」(平成10年4月1日施行)を制定し、父島から母島への材木や植栽用樹木等の持ち込みを禁止しています。母島に物を送る際は、蟻道や食痕・羽アリの付着がないことを必ず点検してください。

動物

犬の登録・狂犬病予防注射

◆建設水道課 TEL 2-3115 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

生後91日以上飼育した犬は登録(生涯に1回)し、狂犬病の予防注射(毎年1回)を受け、必ずつないで飼うことが義務づけられています。所有者が変わったり、住所が変わったときは、変更の手続きが必要です。毎年春頃に父母でそれぞれ定期集合注射を実施しています。この集合注射時には、登録に関するすべての手続きができます。定期集合注射以降に登録および注射を希望される場合は、個別に対応しますのでご連絡ください。

飼いネコの登録

◆建設水道課 TEL 2-3115 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

村では、動物愛護精神に基づき、飼いネコの登録と適正飼養を条例で義務づけ、環境衛生の保持と自然環境の保全を図っています。村内でネコを飼う方は、登録手続きを行い、登録料金を納めてください。

- 登録料金 1頭目 500円
2頭目以降 1頭につき350円

※ なお、集合住宅にお住まいの方は、登録の際に住宅管理責任者によるネコを飼うことについての承諾書(書式は自由。ただし住宅管理責任者の署名捺印が必要)を提出してください。登録をされた方には、所定の首輪・ペンダント・飼養登録証・ステッカーが交付されます。

動物の引き取りについての相談

◆東京都島しょ保健所小笠原出張所 TEL 2-2951

転居などにより、やむを得ず飼えなくなった犬・ネコについての相談に応じています。

国土利用計画法に基づく監視区域の届出制

◆財政課用地係 TEL 2-3112

土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐために、村では監視区域の指定を受けており、土地取引について契約締結前の届出が必要となります。

無届で契約を行ったり、偽りの届出をした場合、罰金等に処せられることがありますのでご注意ください。

- ① 指定の区域 小笠原村の都市利用計画区域(父島・母島の本島全域)
- ② 指定の期間 平成17年1月5日～平成22年1月4日
- ③ 届出対象の面積 500㎡以上(当該土地を含む一団の土地面積が500㎡以上を含む)

※ 届出用紙は財政課用地係および東京都都市計画局総務部土地調整課にあります。

● 監視区域とは

地価の急激な上昇またはその恐れがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となる恐れがあると認められる区域として、都道府県知事等により指定された区域

国土調査（地籍調査）

◆財政課用地係 TEL 2-3112

土地の境界・面積・所有者・地目・地番等土地の実態を正確に把握するため、地籍調査を実施しています。父島の清瀬・奥村地区は調査が終了しており、今後東町・西町・扇浦・母島元地・静沢の順で調査を予定しています。1つの地区が終了するまでに3～4年かかるため、土地所有者の皆様のご協力をお願いします。

航空路開設に向けて

◆総務課企画政策室 TEL 2-3111 ◆東京都小笠原支庁港湾課 TEL 2-2015

東京都は、小笠原空港建設予定地について、平成10年5月に父島の時雨山周辺域に決定し、各種調査等を実施しています。村としては、今後の小笠原村の自立と発展を目指し、自然環境との調和に配慮した空港の整備を要望しています。

住 宅

一時宿泊所

◆総務課総務係 TEL 2-3111

一時宿泊所は、小笠原村に永住しようとする方の住宅が定まるまでの一時的な住宅です。空き家募集は、空室ができる毎に「村民だより」にてお知らせします。

● 小笠原村一時宿泊所

- 所在地 小笠原村父島字奥村
- 申込資格 小笠原村に永住しようとする方で、自己の住宅が完成するまでの間を使用しようとする方
※ 入居申込には一定の条件があります。詳しくはお問合せください。
- 使用期間 入居の日から1年間
- 家賃 月額6,000円

● 小笠原村硫黄島旧島民一時宿泊所

- 所在地 小笠原村父島字奥村
- 申込資格 硫黄島旧島民で小笠原村に永住しようとする方で、自己の住宅が完成するまでの間を使用しようとする方
※ 入居申込には一定の条件があります。詳しくはお問合せください。
- 使用期間 入居の日から1年間
- 家賃 単身用 月額6,000円
世帯用 月額8,000円

シルバーピア

福祉・高齢者向住宅(シルバーピア)ページをご覧ください。

東京都小笠原住宅

- ◆ 東京都小笠原支庁土木課住宅係 TEL 2-2123
- ◆ 東京都小笠原支庁母島出張所事務係 TEL 3-2121

東京都小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島促進や小笠原諸島での住民の生活の安定および福祉の向上を図るための住宅です。募集時期・申し込み方法等は「村民だより」でお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

建 築

建築確認申請

- ◆ 東京都小笠原支庁土木課住宅係 TEL 2-2123

建物を新築・改築する際、および増築が10㎡を超える場合等には建築確認申請の届出が必要となります。(父島・母島の本島は都市計画区域であり、用途地域の指定はありません。)

建築確認申請に伴う、道路の幅員証明については、下記のとおりです。

- 都 道 東京都小笠原支庁土木課工務係 TEL2-2123
- 村 道 建設水道課 TEL2-2115
- 母島支所施設係 TEL3-2111

村 営 バ ス

◆産業観光課

TEL 2 - 3 1 1 4

◆村営バス営業所

TEL 2 - 3 9 8 8

● 運行経路(路線)

【扇 浦 線】(片道所要時間:15分)

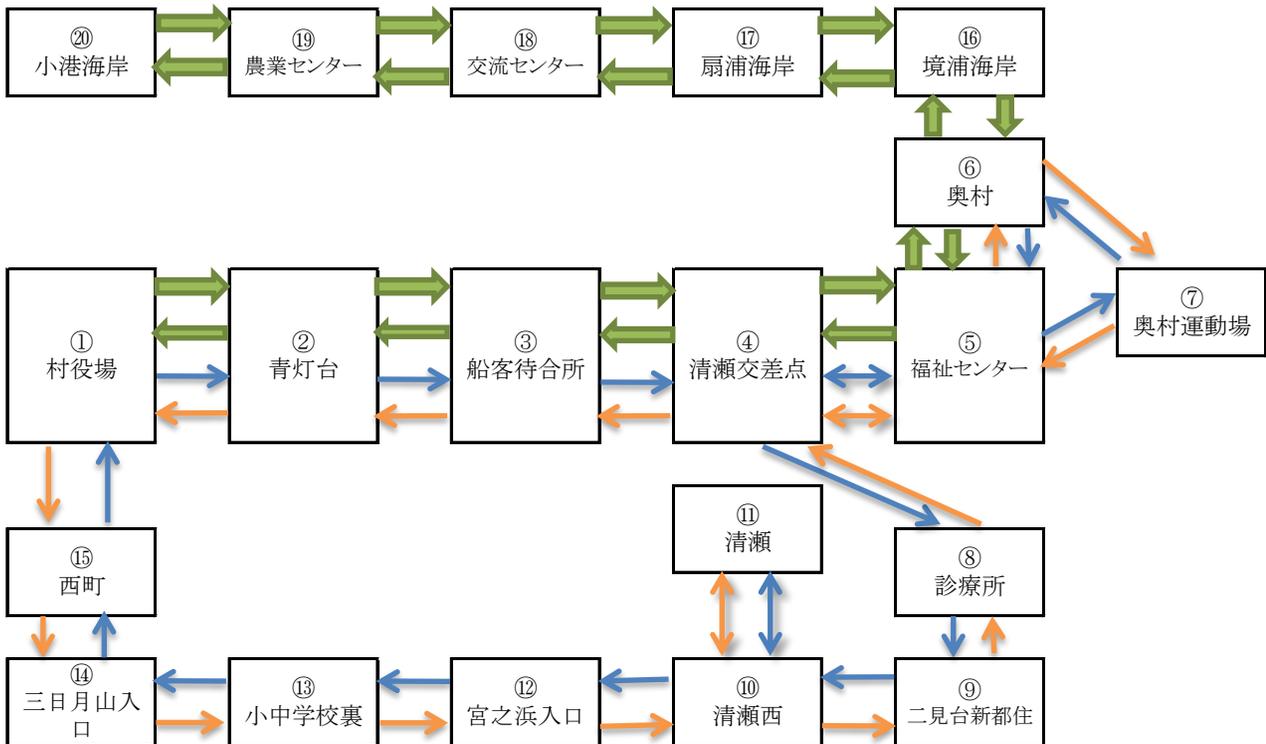


【大村～奥村循環線】(片道所要時間:15分)

○ブルーライン



○オレンジライン



● 運賃

大人 200円 小人(小学生以下) 100円

○乗車券

乗船券の種類		金額	対象者	有効期間	申請時に必要なもの	お求め先
回数乗車券	大人用 200円×11枚	2,000円	設定なし (どなたでも ご利用になれます)	期限なし	必要なし	営業所 バス内
	小人用 100円×11枚	1,000円				
特殊乗車券		2,000円	村民で70歳以上の方 通学利用される方	1年間	印鑑、氏名・住所・生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険証等)および生徒証明書	営業所
乗降自由乗車券	大人用	1日	700円	設定なし (どなたでも ご利用になれます)	指定日限り	必要なし
		2日	1,200円			
		3日	1,600円			
	小人用	1日	350円			
		2日	600円			
		3日	800円			
定期乗車券	大人用	6,000円	村民の方	1か月	印鑑、氏名・住所が確認できる証明書(運転免許証、健康保険証等)	営業所
	小人用	3,000円				
無料乗車券		無料	村民で身体障害者手帳の交付を受けた1～3級の方 生活保護世帯の方	1年間	印鑑、上記の証明書の他に「身体障害者手帳」または「生活保護開始決定通知書」等	

※ シルバーパスはご利用になれません。

※ 同伴者(小学生以上)がいる未就学児(1歳以上)は、同伴者1人につき1人は無料です。

※ 1歳未満児は無料です。

● 運賃割引

- ① 団体割引 15名以上の団体は、運賃を1割引します。
- ② 村民以外の方で、身体障害者手帳などをお持ちの方は、運賃を5割引します。
- ③ 身体障害者の方と同乗する介護者または付添者の方は、運賃を5割引します。

● 運行ダイヤについて

「村営バス運行時刻表」が村営バス営業所にありますので、ご利用ください。

● その他

○原則として、お支払いいただいた旅客運賃は払い戻しません。

○不正な手段により運賃の請求をのがれようとした場合、相当の運賃と同額の割増運賃を徴収します。

○奥村～小港間は、お客様の指示する場所で特別に乗り降りができる「自由乗降区間」となっています。ただし、交通状況など危険を伴う場所や、交通法規により停車禁止である区域を除く場所に限り、安全な場所での乗り降りをお願いします。

○ペットの持ち込みにつきましては、小型の愛玩動物に限り持ち込み可能(無料)です。ただし、持ち込みの際は、ペットの体全体が覆われるケース等に入れて、車内では頭等を出さないようにしてください。ケースの大きさは概ね50cm立方メートルとします。ケース等がない場合は、ご乗車になれませんのでご注意ください。

定期船

おがさわら丸

◆小笠原海運株式会社父島営業所 TEL 2-2111
◆本社 TEL 03-3451-5171

● 運賃

燃料油価格高騰のため、平成20年4月以降毎月の運賃に月ごとの「燃料油価格調整金」が加算されています。そのため、運賃は月ごとに変動いたしますので、「村民だより」または小笠原海運(株)ホームページ等でご確認ください。

○ こども 6歳以上12歳未満

○ 幼児 6歳未満はおとな1人につき1人無料です。1人を超える場合は、1人につきこども運賃がかかります。ただし、1歳未満児は無料です。なお、無料時の幼児のお席は同伴者と併せ一席になります。

※ 学生割引には、学生証または学生証の写しが必要です。

● 割引

学生割引	学生証、または学生証の写しと引き替えに2割引(2等に限り)
団体割引	15名以上で1割引
学生団体割引	学校長の所定の証明書と引き替えに15名以上で3割引 ※ただし、学校の教職員が引率する団体に限りです。

● 村民割引

小笠原村に住所を有する方が、往復で乗船券を購入する場合の割引制度です。乗船券購入の際、村民課住民係および母島支所庶務係で発行している「居住証明書」を提示してください。「居住証明書」については、村民課住民係(2-3113)および母島支所庶務係(3-2111)までお問い合わせください。

● その他の割引

① 小笠原関係者

小笠原村以外に居住する旧島民とその子・孫、小笠原関係者に対し、運賃割引制度があります。

小笠原協会で旧島民等の証明をしますので、その証明書を持参のうえ、小笠原海運本社にて直接乗船券を購入してください。詳しくは小笠原協会(03-3432-4921)までお問い合わせください。

○ 割引率

1等・特2等	通年1割引
2等	通年2割引

② 入院、通院のための高齢者運賃割引制度

「高齢者運賃割引」(●ページ)をご覧ください。

● 乗船券の発売

発売開始	出帆日の2か月前(ただし、その日が土日祝日の場合はその翌日となります。)
	年末年始、ゴールデンウィーク、7・8月については、日時を定めて一斉発売となります。詳しくは、お問い合わせください。

● 払い戻し手数料

乗船手続き前の乗船券の払い戻し手数料(1名につき)は下記のとおりです。

出帆7日前まで	2～6日前	前日	出発日の出帆時まで	出帆後
200円	10%	30%		全額

● 変更

- 変更手数料は1回に限り無料です。ただし、2回目以降の変更は払い戻しと同じ手数料をいただきます。
- 変更しようとする便が満員の場合は変更できません。
- 人員変更の場合、減じた人員については払い戻し扱いになります。

● 船内持ち込み手回り品

船内に持ち込みができる手回り品は、鞆等旅行に必要な身の回りの品で、3辺の和が2m以下、重量20kg以下のもの2個までです。これ以外のものは受託手荷物(チッキ)としてお預けください。

● 受託手荷物(チッキ/有料)

大きさ制限は手回り品に準じます。

○ 一般チッキ

父島まで	1,150円
母島まで	1,960円
要冷品	上記の3割増

種 類	単位(片道)	父 島 まで	母 島 まで
自転車、オートバイ(50ccまで)	1台	3,538円	5,428円
オートバイ(125ccまで)	1台	7,077円	10,857円
サーフボード	1枚	1,575円	2,488円
ウインドサーフボード	1艇	2,625円	4,175円

※ 上記料金は、消費税を含みます。

※ 10万円以上の物には必ず保険を掛けてください。(10万円につき保険料350円)

○ チッキにできるもの

旅行用カバン、ダイビングバッグ、自転車(輪行袋入)、お土産等

○ チッキにできないもの

建設用品、危険物、電気製品、家具、オートバイ(126cc以上)等は一般貨物となります。

○ 受付時間

父島発午後2時便 正午～午後1時

竹芝発午前10時便 午前8時30分～9時30分

※ その他の運行の場合は、お問い合わせください。

- ◆伊豆諸島開発株式会社母島代理店 TEL 3-2333
- ◆伊豆諸島開発株式会社父島代理店 TEL 2-2111
- ◆本社 TEL 03-3455-3090

● 運賃

燃料油価格高騰のため、平成20年4月以降毎月の運賃に月ごとの「燃料油価格調整金」が加算されています。そのため、運賃は月ごとに変動いたしますので、「村民だより」または小笠原海運(株)ホームページ等でご確認ください。

- こども 6歳以上12歳未満
- 幼児 6歳未満はおとな1人につき1人無料です。1人を超える場合は、1人につきこども運賃がかかります。ただし、1歳未満児は無料です。なお、無料時の幼児のお席は同伴者と併せ一席になります。

※ 学生割引はありません。

● 村民割引

小笠原村に住所を有する方が、往復で乗船券を購入する場合の割引制度です。乗船券購入の際、村民課住民係および母島支所庶務係で発行している「居住証明書」を提示してください。「居住証明書」については、村民課住民係(2-3113)および母島支所庶務係(3-2111)までお問い合わせください。

● ゴールドパス

70歳以上の高齢者に対し、往復無料パスを交付します。「ゴールドパス」(●ページ)をご覧ください。

自動車運転免許

◆小笠原警察署交通係 TEL 2-2110

小笠原警察署では、自動車運転免許の更新・失効・再交付の手続きと記載事項変更の届出ができます。詳しくはお問い合わせください。

● 更新手続きの申請期間

許証の有効期間が切れる日(誕生日)の前1か月以内

※ ただし、免許証の有効期間が切れる日が土・日曜日、祝日、休日、年末年始にあたる場合は、これらの日の翌日まで申請ができ、免許証もその日まで有効です。

パスポート

◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

旅券(パスポート)の申請は、新規・更新ともに村民課住民係または母島支所庶務係で受け付けています。

●申請に必要な書類

- | | | |
|----------------------|----|--|
| ① 一般旅券発給申請書 | 1通 | 10年旅券と5年旅券があります。(20歳未満の方は5年旅券のみ) |
| ② 戸籍謄本または抄本 | 1通 | 発行の日から6か月以内のもの(有効期間内の旅券を切り替える場合、戸籍の記載内容(氏名・本籍)に変更がない方は、提出を省略できます。) |
| ③ 住民票 | 1通 | 本籍が記載されている、発行の日から6か月以内のもの |
| ④ 写真 | 1枚 | 6か月以内に撮影された、ふちなしで縦4.5cm×横3.5cmのもの |
| ⑤ 官製はがき | 1枚 | 未使用のもの |
| ⑥ 身元確認の書類
(コピー不可) | 1点 | 旅券(失効後6か月以内のもの)、運転免許証、船員手帳、ほか各種免許証、身分証明書等 |

●小笠原村にお住まいの方

申請・受領窓口	村民課住民係および母島支所庶務係
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時
パスポート受領までの日数	概ね22日(土日祝日、年末年始を除く)

労働相談

◆小笠原総合事務所業務課 TEL 2-2102

働く方や事業主のために賃金や解雇などの労働相談、労働情報の提供等を行っています。また、母島においては毎月1回「母島巡回労働相談」も行っています。

交通災害共済

◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111

この共済は、東京都の市町村にお住まいの方が交通事故にあわれた場合に見舞金を支給する事業として、東京都の全市町村を構成団体として東京都市町村総合事務組合が運営しています。

- 加入資格 小笠原村に住民登録、外国人登録している方
- 会費(年額) Aコース 1,000円 Bコース 500円
- 共済期間 加入申し込みの翌日から、その年度末(3月31日)まで
- 申込窓口 村民課住民係または母島支所庶務係

旧軍人、軍属、戦傷病者、戦没者遺族の恩給、年金等

◆村民課住民係 TEL 2-3113

旧軍人、軍属の方の恩給、戦傷病者の障害年金、戦没者の遺族年金や公務扶助料および各種特別給付金があります。詳しくはお問い合わせください。

葬 祭

◆小笠原村社会福祉協議会

TEL 2 - 2 4 8 6

◆小笠原村社会福祉協議会母島事務局

TEL 3 - 2 1 8 8

社会福祉協議会では、村民葬儀に際し、下記のような助葬事業を行っています。

● 葬具貸し出しや葬儀に係る物品の提供

○ 葬具

仏式 祭壇1式

キリスト 祭壇1式

○ 葬儀に係る物品

納棺セット(経帷子、わらじ、編笠、御守護刀剣、杖、白布団セット、肌下着、顔縁覆等)、棺、棺掛、大中小本位牌、骨箱セット(仏式、キリスト)、御香尊帳および会葬芳名帳等

● 葬儀にかかる助葬

御遺体取扱、葬具取扱、霊柩(御遺体運搬)、火葬場送迎等

助葬を申し込む方は、死亡診断書(写)、改葬許可証、埋没証明書等の書類を添えて、所定の申込書を社会福祉協議会に提出してください。

※ 葬儀に係る費用については、お問い合わせください。

火 葬

◆村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

◆母島支所庶務係 TEL 3 - 2 1 1 1

● 火葬場

	父 島	母 島
所在地	小笠原村父島字洲崎	小笠原村母島字評議平
使用時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時

● 使用料

区分	住民	非住民
満12歳以上	28,000円	64,000円
満12歳未満	23,000円	48,000円
死産児(死胎児含む)	19,000円	37,000円
遺骨(1回)	15,000円	

墓 地 埋 葬

◆村民課住民係 TEL 2 - 3 1 1 3

大 根 山 霊 園

- 所在地 小笠原村父島字大根山
- 施設面積 5,062㎡
- 区画数 255区画(1区画 4㎡)
- 水代使用料 ○住民 400,000円 ○非住民 600,000円
- 管理料 3,600円/年

インターネット

◆総務課 I T 推進係 TEL 2 - 3 1 1 1

インターネット接続サービス

- 利用料 1世帯 4,000円/月 1事業所9,000円/月
利用料については、前払いです。
月額定額制のため、月途中での利用開始または中止であっても減額はありませぬ。
- 支払方法
 - ・納付書による納付
配布されてくる納付書により、村役場水稲窓口または母島支所窓口で納付してください。
 - ・口座引落の夜納付
JA東京島しょ、ゆうちょ銀行、七島信用組合の預金口座から毎月末に自動に引き落とされま
す。
※口座引落の手続きは、上記金融機関窓口で行ってください。
- 申込方法 父島では総務課、母島では母島支所窓口にて手続して下さい。
電子申請での受付も行っております。
※利用の中止、引越などによる利用内容の変更についても、窓口にて手続してください。
- 利用対象 小笠原村に住民登録をしている方、もしくは、村内に所在する事業所

ケーブルテレビ

◆総務課 I T 推進係 TEL 2 - 3 1 1 1

小笠原村ケーブルテレビ

- 利用料 1世帯・1事業所 1,500円/月
利用料については、前払いです。
月額定額制のため、月途中での利用開始または中止であっても減額はありませぬ。
- 施設負担金 10,000円
加入時にご負担いただきます。
- 支払方法
 - ・納付書による納付
配布されてくる納付書により、村役場水稲窓口または母島支所窓口で納付してください。
 - ・口座引落の夜納付
JA東京島しょ、ゆうちょ銀行、七島信用組合の預金口座から毎月末に自動に引き落とされま
す。
※口座引落の手続きは、上記金融機関窓口で行ってください。
- 申込方法 父島では総務課、母島では母島支所窓口にて手続して下さい。
電子申請での受付も行っております。
※利用の中止、引越などによる利用内容の変更についても、窓口にて手続してください。
- 利用対象 小笠原村に住民登録をしている方、もしくは、村内に所在する事業所